



監第153号
平成25年5月8日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長

建設工事における1者入札の取扱いについて（通知）
このことについて、別添のとおり改正しましたので、貴会員への周知をお願いします。

建設工事における1者入札の取扱いについて

建設工事の競争契約入札事務における入札者が1者の場合の取扱いについて、競争性、公正性、透明性を更に高めるため、当該入札を取りやめることとしたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 目的

一般競争入札は、入札意欲のある者が不特定多数入札に参加できることから、地方自治法上は入札参加者が1者であっても有効とされています。

しかしながら、より競争性・公正性・透明性の高い入札契約制度を確立する必要があるため、今後、熊本県が発注する建設工事において、入札者が1者の場合、原則として入札は取りやめとすることとしました。

2 「1者入札」に係る対応の概要

(1) 「1者入札」の場合の処理

入札の結果、入札者が1者の場合は、原則として当該入札を取りやめます。

(2) 対象工事

熊本県が発注する全ての建設工事を対象とします。

ただし、特に緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事を除きます。

(3) 入札を取りやめた場合の処理

入札の取りやめについて、入札者にお知らせします。

3 施行期日

平成25年5月10日以後に公告を行う工事から適用します。

問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班

電話 096-333-2485 (ダイヤルイン)